

就労継続支援事業で得た収入の申告について

1. 就労継続支援事業(A型)のサービスを利用して得た収入

A型で得た収入は、「給与」の取扱いになりますので(給与所得控除が適用)、その収入額を「給与収入」欄(申告書の⑤の箇所)に記入してください。

なお、A型で得た収入以外に、別の給与収入も有る場合は、合算した額を記入してください。

2. 就労継続支援事業(B型)のサービスを利用して得た収入

B型で得た収入は、「その他雑収入」の扱いになり、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を適用することができますので[※]65万円まで(ただし、収入金額を限度として、その他の収入が有る場合には65万円より少なくなる場合があります。)の必要経費が認められます。

収入に応じた必要経費の適用は下記のとおりです。

「その他の所得」欄(申告書の⑭の箇所)に記入してください。

※令和2年分から令和6年分までは55万円まで

(1) B型で得た収入のみの場合(他に障害年金等の非課税所得のみがあった場合も含む)

B型で得た収入額	必要経費	事例
65万円未満の場合	収入額と同額 (必要経費=収入額)	B型で得た収入が50,000円の場合、 必要経費は50,000円、 雑所得金額は0円 (=50,000円-50,000円)
65万円以上の場合	65万円	B型で得た収入が750,000円の場合、 必要経費は650,000円、 雑所得金額は100,000円 (=750,000円-650,000円)
※実額経費が65万円以上ある場合は、実額経費を必要経費として計算することができます。(確定申告等の際には、証明等が必要な場合があります)		

(2) B型で得た収入以外に、給与収入があった場合

65万円からその給与所得にかかる給与所得控除額を控除した残額が、最低保障の必要経費となります。

<事例>

B型で得た収入が300,000円、給与収入400,000円の場合、

「給与収入」欄には、400,000円をご記入ください。

B型で得た収入については、

必要経費は、650,000円-400,000円(給与所得控除額)=250,000円

雑所得金額は、300,000円-250,000円(必要経費)=50,000円 となるため、

「その他の所得」欄には、「収入」300,000円、「必要経費」250,000円、「所得」50,000円を記入してください。

※上記以外の事例については、健康保険課 国保賦課担当までお問い合わせください。